

手数料表

1 届出制手数料

求人者の申込みを受けた以降、求人者から、次の料金表に基づいて当該求職者の年間賃金額より算出される届出制手数料を申し受けます。

届出制手数料に係る料金表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・休職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50%
求人者の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50%
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100万円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50%
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言、求人者の開拓	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50%

(注) 紹介手数料が求職者の賃金の50/100(同一事業主が継続雇用した場合、1年間の賃金額を算定基礎)を超える場合は、50/100を限度とする。

株式会社パワー人材

